掛川市災害廃棄物(無料)受入フロー

※受入れ可能期間：令和７年９月８日（月）から令和７年10月10日（金）

事前に申告書の提出がない災害廃棄物の受入れはできません。

浸水・突風による被災

↓

資産税課にて被災証明書又は罹災証明書の申請・発行

↓

環境政策課へ
連絡・相談

受入対象 → 環境政策課へ申告書提出
※聞き取り確認

【添付資料】
・被災証明書又は罹災証明書の写し

申告書

↓

環境政策課にて 申告書（受付押印済の原本）を交付
※コピーを保管（２台以上で搬入の場合は複数枚発行）

↓

申請者がギャラリーに搬入

・環境資源ギャラリー搬入時に申告書（原本）を提出

↓

環境資源ギャラリー

・環境資源ギャラリーは申告書（原本)を回収・保管

↓

月締めで環境政策課へ請求

受入対象外 → 申請者が個別に処分先へ依頼

【留意事項】
・搬入車両は２ｔ以下とする。
・２台以上での搬入が必要な場合は、申告書（受付押印済原本）を複数枚交付
・市受付済申告書を持たずに搬入に来た場合は、環境政策課へ申請することをギャラリーで伝えること。
※事後申請対応は行わない
・高齢者等の代理搬入（許可事業者）も可とする。その際、申告書にその旨明記してもらう。